

## ラトルに関する Q&A

Q1 出生届出時に受け取れなかった場合、どこで受け取ることができますか？

A1 母子健康手帳をお持ちになり、いずれかの窓口で申出いただければ、受け取ることができます。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q2 プレゼントを受け取る期限はありますか。

A2 対象となる赤ちゃんが満1歳を迎える日まで受け取ることができます。

Q3 プレゼントは1種類だけでしょうか。

A3 「ラトル」の1種類のみとなります。

Q4 お兄ちゃんやお姉ちゃんは過去にプレゼントを受け取っていませんが、これから受け取ることができますか。

A4 受け取ることはできません。

相模原市に住民登録を有している赤ちゃんで、満1歳を迎える日までが対象です。

Q5 双子を出産したのですが、プレゼントを2つ受け取ることができますか。

A5 受け取ることができます。赤ちゃん1人に1つ、プレゼントします。

Q6 相模原市に転入してきました。プレゼントの対象となるの赤ちゃんがいるのですが、受け取ることができますか。

A6 母子健康手帳をお持ちになり、いずれかの窓口で申出いただければ、受け取ることができます。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q7 相模原市に住民登録を有している赤ちゃんがいますが、里帰り出産で相模原市以外に出生届を提出しました。その場合でもプレゼントを受け取ることはできますか。

A7 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口に出すだけであれば、受け取ることができます。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q8 出生届出時に受け取りを断りましたが、後からもらうことはできますか。

A8 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口にお申出ください。

なお、対象となる赤ちゃんが満1歳を迎える日までとなりますのでご注意ください。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q9 紛失又は壊してしまったのですが、もう1つ受け取ることはできますか。

A9 受け取ることはできません。

Q10 貰ったラトルの音があまりしません。交換してもらえますか。

A10 交換しますので、お手数ですがお渡ししたラトルを持参の上、お近くの窓口に出すだけで大丈夫です。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q11 母親又は父親が受け取りに行くことが難しいため、代理で受け取ることはできますか。

A11 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口に出してください。

なお、母子手帳をお持ちになることができない場合は、母子手帳の「出生届済証明」が記載されている1ページ目の写しをお持ちください。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q12 後日、郵送で送ってもらうことはできますか。

A12 郵送で送ることはできません。

Q13 汚れてしまったのですが、水で洗っても平気ですか。

A13 水で洗うことも可能ですが、木材が水分を吸収し音が鳴りづらくなる場合がありますので、除菌シートで拭いてください。

Q14 「子供PSCマーク」は付いていないのですか。

A14 「子供PSCマーク」の表記が必要なる乳幼児用玩具は、令和7年12月25日以降に国内製造・輸入された玩具が対象となります。そのため、「子供PSCマーク」が付いていない「ラトル」につきましては、令和7年12月25日より前に製造されたものとなっておりますが、お子さまが安全にご使用いただける仕様となっております。

※その他に「ラトル」のプレゼントに関するご質問等がございましたら、こども家庭課(042-769-8345)までご連絡ください。